

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第108号）（建設局水と緑環境部緑地管理課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」といいます。）に京都市梅小路公園（以下「公園」といいます。）の管理を行わせるとともに、公園の利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）を指定管理者に収受させるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第108号

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例

京都市梅小路公園条例の一部を次のように改正する。

第9条を第11条とする。

第8条を削り、第7条を第10条とする。

第6条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第9条とする。

第5条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「受けようとする者は」の右に「、指定管理者に対し」を加え、「別に定める料金を納入しなければ」を「指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を支払わなければ」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

(利用料金の還付)

第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第4条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「使用する」を「利用する」に、「使用者」を「利用者」に、「別

表第2に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第4条第4項中「使用料」を「利用料金」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改め、同条第5項中「使用者」を「利用者」に、「使用した」を「利用した」に改め、「ときは」の右に「、指定管理者に対し」を加え、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

第2条本文中「京都市梅小路公園（以下「」及び「」という。）」を削り、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第2条 京都市梅小路公園（以下「公園」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 公園の施設の供用に係る業務
- (2) 公園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表第1中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

別表第2中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同表備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「使用時間」を「利用時間」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

2 京都市梅小路公園（以下「公園」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に公園の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

##### (経過措置)

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市梅小路公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行った者であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市梅小路公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行った者とみなす。

4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けた者は、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けた者とみなす。

#### 附則別表

第3条	第4条
第6条第1項	第9条第1項

(建設局水と緑環境部緑地管理課)